

組合員証番号に関する注意事項



- ◆ 共済組合に関する諸手続きの際に、**組合員証番号**を記入する場合はお手元の組合員証に記載の**6桁の番号**を記入してください。
- ◆ 新しい職員番号が付番された場合であっても、共済組合の組合員証番号は変わりませんので、職員番号と組合員証番号が異なる組合員の方は、特にご注意ください。

公立学校共済組合 本人	令和〇年〇月〇日交付
組合員証 記号 公立高知 番号	123456 (枝番) 00
氏 名	共済 太郎
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日

組合員証番号

被扶養者の資格確認を行います！



今年度も被扶養者の認定状況の確認（検認※）を実施します。
これは、被扶養者が認定の要件を備えているかについて確認をするためのものです。詳細につきましては各所属所を経由して対象者に提出書類などを通知しています。
認定要件を備えていないにも関わらず、取消しの申告が遅れると、被扶養者としての要件を欠く事由が発生した日まで遡って認定を取消し、この間に共済組合が医療機関に支払った医療費等の給付金返還が生じる可能性がありますのでご注意ください。

被扶養者の認定要件を欠くこととなる主な事例

- ① **就職（健康保険の適用あり）**した場合（収入が認定基準額未満でも取消となります。）
- ② 年額130万円以上（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は**年額180万円以上**）の収入を得ることとなった場合（年額は連続する12ヶ月間で判断します。）
- ③ アルバイト・パート等の収入（交通費・賞与等の手当を含む）が、**3ヶ月以上連続して月額108,334円以上（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は月額150,000円以上）**となった場合※当初から認定基準額（月額108,334円または150,000円未満）を超えることが見込まれている場合は、その月の初日又は就職日から取消となります。
- ④ 不動産、営業、事業、農業収入等の収入を確定申告した際に**年額130万円以上（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は年額180万円以上）**の収入となった場合。
（不動産、営業、事業、農業等）収入 - 必要経費（※） ≥ 130万円（180万円）
（※）必要経費は税法上のものと異なるため、次からご確認ください。
公立学校共済組合高知支部HP ⇒ 福祉事務の手引 ⇒ 1 組合員資格
- ⑤ 日額3,612円以上（障害年金受給者および60歳以上の公的年金受給者は日額5,000円以上）の**雇用保険の給付を受給し始めた**場合
- ⑥ 別居している被扶養者への送金額が不足していた場合

【組合員証・資格確認についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

柔道整復師の施術内容に関する照会にご協力ください

公立学校共済組合では「柔道整復施術療養費支給申請書」の内容点検を行い、療養費の適切な支給に努めています。

柔道整復師（整骨院・接骨院）で施術を受けられた組合員、又は被扶養者に対して施術内容等を尋ねる照会文書を送付することがあります。内容点検業務を委託している会社（株式会社メディブレーン）から、照会文書が届いた場合は、覚えている範囲で差し支えありませんので、回答にご協力をお願いします。



- ◆ 施術を受けられた方全員に照会するものではありません。
- ◆ 照会文書は施術を受けられてから概ね2か月経過してから送付します。
- ◆ 施術内容の照会により知り得た個人情報、施術内容の点検及び共済組合の事務処理以外には使用しません。
- ◆ 施術を受けられた際には、負傷部位、施術内容、施術日の記録や領収書を保管するなど、ご自身で回答できるようご協力をお願いします。

柔道整復師から施術を受ける場合

○ 組合員証を使用できます

- 骨折、脱臼、打撲、捻挫等（肉ばなれを含む）で医師や柔道整復師からの診断がある
※骨折と脱臼は、応急手当の場合を除き、予め医師の同意が必要です。
- 骨、筋肉、関節のけがや痛みで負傷原因がはっきりしているもの
（例）荷物を持ち上げる際に腰に痛みが出た。
転倒して膝を打った。

× 組合員証を使用できません

- ・ 慢性的な疲労、肩こり、腰痛等
- ・ スポーツによる筋肉疲労、筋肉痛
- ・ 症状の改善がみられない長期の施術
- ・ 同一の傷病について、保険医療機関で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受けている
- ・ 同一の傷病について、数ヶ所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けている
- ・ 脳疾患後遺症等の慢性病

治療用装具を購入したときの給付について

組合員又は被扶養者が、医師の指示に基づきコルセットやサポーター等の治療用装具を購入した場合、その購入代金から自己負担額（2～3割）を差し引いた金額が共済組合から支給されます。該当する場合は、以下の提出書類を所属所を経由して（任意継続組合員の方は直接）共済組合へ提出してください。

【提出書類】

- ・ 療養費等請求書（様式第3-4号）
- ・ 医師の証明書
- ・ 領収書
- ・ 装具名が「靴型装具」の場合のみ、装具の写真
（装具名は医師の証明書に記載されています。）

請求期限は医師の証明書の日付から2年以内です！



【給付時期】

提出書類を当支部が受理した月の翌月末日

【柔整内容照会・装具購入時の給付についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

随時改定

昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく高低を生じた場合は、実際に受けている報酬と決定されている標準報酬月額との差が大きくなります。この差を解消するために標準報酬月額を改定します。この改定を「随時改定」といいます。

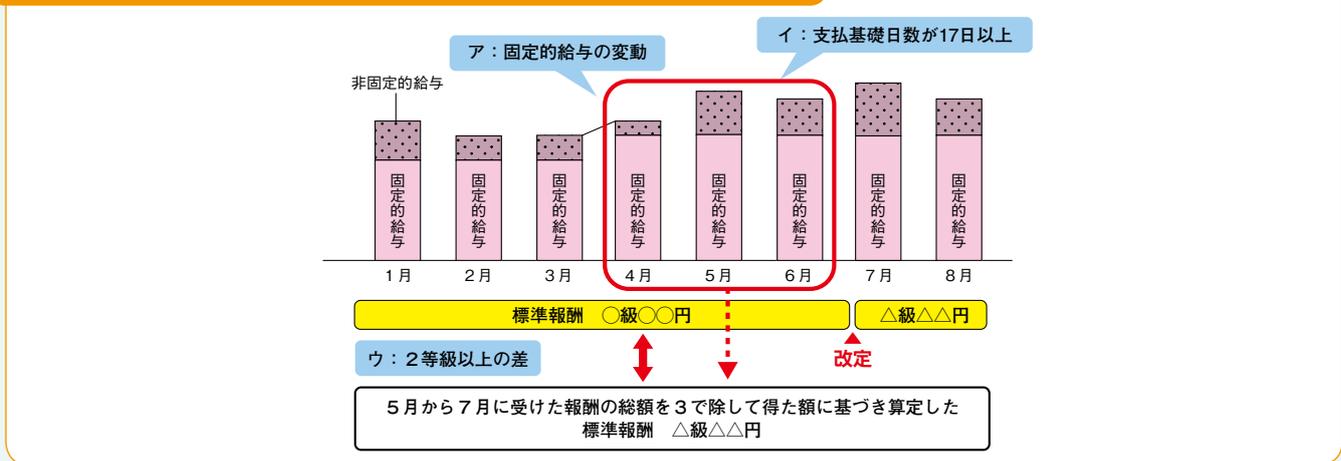
● 随時改定を行う条件

随時改定は、次のアからウまでの要件をすべて満たしたときに実施します。

要件ア	昇給・降給等により「前月に対し当月の固定的給与（※1）に変動」があること 又は「給与体系の変更」があること
要件イ	変動月（※2）から継続した3か月間の各月の支払基礎日数が17日以上であること
要件ウ	「変動月から継続した3か月間の報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として算定した標準報酬の等級」と「既に決定又は改定されている標準報酬の等級」に2等級以上の差があること（※3）

- ※1 勤務実績に関係なく、毎月一定額が支払われるもの（基本給（給料表の給料月額）、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当など）
- ※2 実際に変動後の固定的給与が支払われた月をいいます。（例：10月25日に子供が生まれ、扶養手当が11月から支給される場合は、11月が変動月となります。）
- ※3 休職等による一時的な固定的給与の変動は随時改定の対象とはなりません。
月の途中で変動があった場合は、翌月が変動月となります。

随時改定のイメージ（4月から固定的給与が変動した場合）



● 随時改定の改定期期と適用時期

随時改定により改定した標準報酬は、毎年行われる定時決定が適用となる直前（8月）まで適用されます。ただし、随時改定が7月から9月までのいずれかの月から行われた場合は、その年の定時決定は行われず、随時改定により決定した標準報酬が翌年8月まで適用されます。

種類	決定・改定の時期	適用期間	
随時改定	固定的給与に変動があった月から4か月目	1月～6月	その年の8月まで
		7月～12月	翌年の8月まで

● 随時決定の保険者算定

業務の性質上、季節的に報酬が変動する場合で通常の随時改定の方法では著しく不当となるときは、申立により（注）、『昇給（降給）月以後の継続した3か月間に受けた固定的給与の月平均額に、昇給（降給）月前の継続した9か月と昇給（降給）以後の継続した3か月間に受けた非固定的給与の平均額を加えた額（以下「年間報酬の平均」といいます。）』を基に算定した標準報酬月額に（随時）改定することができます。（注：所属所長の「申立書」及び組合員の「同意書」を共済組合に提出することにより行います。）

ただし、当該保険者算定は定期昇給や昇格による固定的給与の変動と業務の性質上、例年、時間外手当が増える時期が重なったことに伴う随時改定に適用されるよう取扱いが変更されたものとなりますので、単に固定的給与（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が変更になったことや、単年度で実施される給与改定に伴い随時改定となった場合は対象外となります。

様式は [公立学校共済組合高知支部HPトップページ](#) からダウンロードすることができます。

障害厚生年金について

障害厚生年金は、組合員が病気やケガにより、日常生活に支障をきたすような障害状態になったときに支給される年金です。

なお、平成27年10月以降、障害厚生年金は在職中であっても支給されますが、経過的職域加算部分については、組合員である間は支給停止となります。



長期給付事業キャラクター
かめるん

1 受給要件

- (1) 共済組合の組合員期間中に初診日（※1）があること。
- (2) 次の①または②の保険料納付要件を満たしていること。
 - ①初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること。
 - ②初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。
- (3) 障害認定日（※2）または事後重症認定で、1級、2級、または3級の障害等級に該当する障害状態にあること。【障害等級は身体障害者手帳等の等級とは異なります。】

※1 「初診日」⇒傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

※2 「障害認定日」⇒初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月経過前に症状が固定した日

●特例症例

初診日から1年6ヵ月を経過する前に次の状態になったときは、それぞれ定められた日が障害認定日になります。

- | | |
|---|------------------------|
| ①上肢・下肢を離断、切断した | ⇒ その日 |
| ②人口骨頭、人工関節を挿入、置換した | ⇒ その日 |
| ③脳血管疾患による機能障害 | ⇒ 初診日から6ヶ月を経過した日以後（※） |
| ④心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）、人工弁を装着した | ⇒ その日 |
| ⑤心臓移植、人工心臓・補助人工心臓を装着した | ⇒ その日 |
| ⑥CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した | ⇒ その日 |
| ⑦胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換した | ⇒ その日 |
| ⑧人工透析療法を施行した | ⇒ 透析開始から3ヶ月を経過した日 |
| ⑨人工肛門を造設、尿路変更術を施行した | ⇒ 施行した日から6ヶ月を経過した日 |
| ⑩新膀胱を造設した | ⇒ その日 |
| ⑪喉頭を全摘出した | ⇒ その日 |
| ⑫在宅酸素療養を行っている | ⇒ 在宅酸素療法を開始した日 |
| ⑬遷延性植物状態である | ⇒ 状態に至った日から3ヶ月を経過した日以後 |

※ 医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。

●事後重症制度

その傷病の障害認定日時点では障害等級1～3級に該当しなかったが、その後、症状が進行し、65歳に達する日の前日までに障害等級1～3級に該当する障害状態と認定されたときは、その時点から障害厚生年金を請求できます。

2 請求手続きの流れ

まずは障害程度の認定を受ける必要がありますので、ご自身で気にかかる傷病等がある場合は、初診日と傷病名等をご確認のうえ、公立学校共済組合高知支部共済班（電話：088-821-4813）へご連絡ください。

年金払い退職給付について

平成27年10月の被用者年金一元化に伴い共済年金における3階部分（職域年金）が廃止され、新たな年金制度として年金払い退職給付（退職等年金給付）が創設されました。

この年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資を各自の保険料で積み立てる積立方式で、標準報酬月額および標準期末手当等の額を基に保険料（掛金）を算定し、労使折半で積み立てています。

毎年1回、前年度末時点の給付算定基礎額の残高などをお知らせする通知書（**年金払い退職給付算定基礎額残高通知書**）を公立学校共済組合本部からご自宅へ送付しております。

（送付される葉書の見本です） ↓

今年度の発送は7月末を予定していますので、ご自宅に届きましたらぜひご確認ください！
※ ご自身で年金額の試算ができます。（詳細は「年金払い退職給付算定基礎額残高通知書」をご覧ください。）



【年金についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

よくあるQ&A (年金)

Q どのような場合に年金は支給停止されますか？

A 老齢厚生（退職共済）年金を受給している方が、**在職中の場合、再就職により被用者年金制度に加入している場合または議員となった場合**、年金と賃金等の額により年金の全部または一部が支給停止となることがあります。**（停止となった金額が後で支給されることはありません。）**

なお、経過的職域加算額は支給停止基準額の算定対象となりません。

ただし、**公務員の共済組合員である間は、経過的職域加算額については全額停止**となります。

※ 被用者年金制度に加入していない場合は、年金の支給停止はありません。（加入しているか否かについては、ご自身で就職先にご確認ください。）

◆65歳未満の方は、年金と賃金等の合計が月額28万円を超えると、支給停止の対象となります。

◆65歳以上の方は、年金と賃金等の合計が月額47万円を超えると、支給停止の対象となります。

Q 支給停止額の計算方法は？

A 年金の支給停止額は以下の計算式により算出されます。

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(\text{年金} \times \text{注1}) + \text{賃金} \times \text{注2}\} - 28 \text{万円} \times \text{注3} \times 1/2$$

【注1】年金・・・年金の年額×1/12（経過的職域加算額、加給年金額を除く）

【注2】賃金・・・（標準報酬月額）+（過去1年間に支給された賞与÷12）

【注3】65歳以上の場合は47万円

【年金の支給停止の計算例（65歳未満の場合）】

（例）再任用フルタイムで勤務している65歳未満の年金受給者の場合

- 年金額
— 厚生年金額：① 年間144万円（月額12万円）
— 経過的職域加算額：② 年間24万円（月額2万円）
- 再任用の標準報酬月額 32万円
- 過去1年間の賞与の額 72万円（月額6万円）

①（標準報酬月額32万円+賞与6万円+年金月額12万円）= **50万円** ←28万円を超えるので、
（50万円-28万円）×1/2 = **11万円（停止額）**

したがって、年金支給額は、12万円-11万円 = **1万円（月額）**となります。

②フルタイム再任用職員の場合、公立学校共済組合の組合員であるため **全額停止**

いきいき健康だより



高知県でも
令和2年6月～9月にかけて
500人近く救急搬送されました。

マスク着用しているこの夏、いつも以上に**熱中症に注意!**

熱中症を知ってしっかり予防し、楽しい夏を過ごしましょう!

予防のポイント

熱中症とは

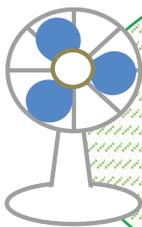
温度や湿度が高い中で、体内の水分や塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れ、体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、めまい、体のだるさ、ひどいときには、けいれんや意識の異常など、様々な障害をおこす症状のことです。

熱中症の応急手当

- 涼しい場所や日陰のある場所へ移動し、衣服を緩め、安静に寝かせる
- エアコンをつける、扇風機・うちわなどで風をあて、体を冷やす



首の周り・脇の下・太もものつけねなど太い血管の部分冷やす



飲めるようであれば水分をこまめに取らせる



持病をお持ちの方やお子さんは、かかりつけの医師とあらかじめ相談し、熱中症対策についてアドバイスをもらっておきましょう

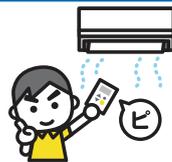
部屋の温度をこまめにチェックしましょう。



無理をせず
適度に休憩を!



室温 28℃を越えないように
エアコンや扇風機を上手に使いましょう。



のどが渇かなくても
こまめに水分補給!



外出の際は体をしめつけずに
涼しい服装で、
日よけ対策も!



日頃から栄養バランスの
良い食事と体力づくりを!



重症度

症状

対処

医療機関への受診

- めまい
- 立ちくらみ
- こむら返り
- 手足のしびれ

- 涼しい場所へ移動
- 安静
- 冷やした水分、塩分補給

・症状が改善すれば
受診の必要なし

- 頭痛
- 吐き気・吐いた
- 体がだるい
- 集中力や判断力の低下

- 涼しい場所へ移動
- 安静
- 衣類をゆるめ体を冷やす
- 十分な水分と塩分の補給

・口から飲めない場合
や、症状の改善が見
られない場合は、受
診が必要

- 意識障害(受答えや会
話がおかしい)
- けいれん
- 運動障害(普段通りに
歩けないなど)
- 体が熱い

- 涼しい場所へ移動
- 安静
- 衣類をゆるめ保冷剤な
どで冷やす

・急いで救急車を要請

【お問い合わせ先】教職員・福利課(職員厚生) ☎(088) 821-4905

出典: 消防庁ホームページ(<https://www.fdma.go.jp/>)

令和3年度

教職員互助会の給付事業について

❁ 出産祝金 ❁

会員または会員の妻が出産したとき。



❁ 結婚祝金 ❁

会員が結婚したとき。
(退職後6ヶ月以内の結婚を含む。)



❁ 傷病見舞金 ❁

会員が公務外の傷病で休職し、
給料が減額又は無給となったとき。



❁ 銀婚祝金 ❁

会員が結婚25周年を迎えたとき。



その他に入学祝金、死亡弔慰金、災害見舞金、退職慰労金などの給付があります。

※なお、給付の内容等につきましては「福祉事務の手引」または高知県教職員互助会のホームページをご覧ください。

URL:<http://www.kokyogo.jp/>

給付の請求期限について

給付の請求期限は、事実の発生した日の翌日から3年以内です。

※ 会員資格を取得した日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となりますので、採用前や知事部局、国、市町村等に出向されている間に給付事由が発生した場合は給付対象となりません。

【互助会給付事業についてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917



退職互助部制度のご案内

互助会では、退職後の医療給付を始め、各種の福利厚生事業を実施する「退職互助部制度」を設けています。

退職互助部制度に加入されると、退職後も引き続き給付事業や厚生事業を受けることができます。この機会に、退職互助部制度への加入について是非ご検討ください。

また、既に参加いただいている方（現職会員）については、退職後に特別会員となられることをおすすめします。

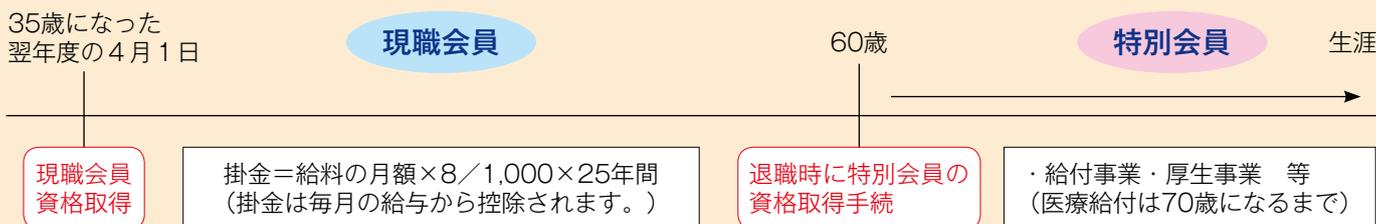
～今年度35歳の皆様へ～

- ・ 35歳になった翌年度の4月1日に退職互助部の現職会員に加入することができます。
- ・ 該当の方には 3月頃に事務局からお知らせしますので、この機会を逃さずにご加入ください。

～現職会員の皆様へ～

- ・ 退職された日の翌日に特別会員の資格を取得します。
- ・ 配偶者の方も「届出配偶者」の資格を取得できます。
- ・ 退職予定者説明会等でご案内します。

《退職互助部制度のイメージ図》



- ※ 1. 掛金率8/1,000は、退職後のご夫婦の医療給付を想定したものです。（単身の方には特別会員になる時に配偶者の掛金率に相当する額をお返しします）
- ※ 2. 退職時に45歳以上であれば特別会員になります。現職会員期間が25年未満の場合は掛金の不足分を納入いただきます。
- ※ 3. 退職して特別会員にならない場合は、納入された掛金相当額をお返しいたします。

《医療費の補助が受けられます》

- ・ 在職中は、共済組合と一般互助部からの給付により医療費の自己負担が軽減されています。
- ・ 退職後はこれらの給付は受けられなくなりますが、退職互助部に加入していれば、引き続き70歳になるまで医療費の自己負担額を軽減することができます。
- ・ 退職後に日本国内の健康保険制度であれば、どんな健康保険に加入しても自己負担分が給付対象となります。また、公立学校共済組合高知支部の組合員またはその被扶養者及び高知県内の市町村で国民健康保険に加入した場合は、自動給付となりますので、請求書を提出せずに給付を受けることができます。

《退職後に受けることができる主な事業は・・・》

医療費補助金・配偶者医療費補助金（70歳になるまで医療費の負担が軽減されます）、長寿祝金、弔慰金、入院見舞金、旅行補助、指定宿泊施設利用補助、サークル活動助成

【互助会についてのお問い合わせ】 教職員互助会 ☎ 088-821-4917